

記入例

別記様式第1号（第6条関係）

令和8年 2月 27日

文京区長 殿

※申請日を記入してください。

文京区子育て支援事業利用料等助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書

〒 **112-8555**
 申請者（保護者） 住 所 **文京区春日1-16-21**
 氏 名 **文京 太郎**
 電話番号 **03-5803-XXXX**
 メール **Bunkyo@xxx**

※対象児童1人ごとに申請書を作成してください。
 複数のお子様をまとめて記入することはできませんので、ご注意ください。

ます。
 会すること及び文京区
 交付決定された場合に

は、以下の口座にお振り込みください。

1 対象児童

フリガナ	ブンキョウ ハナコ						
児童氏名	文京 花子						
生年月日	令和 △年 △△月 △△日（△歳 △△か月）						
振込先 金融機関	〇〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇〇〇	支店			
	金融機関コード	△ △ △ △	支店コード(店番号)	△	△	△	
振込先口座 及び名義人	預金種目	普通 ・当座	口座番号 (右ツメ)	1	2	3	4
	フリガナ	ブンキョウ タロウ					
	口座名義人	文京 太郎 <small>(申請者以外の口座への振込みの場合は、別途委任状を添付すること。)</small>					

2 利用サービス内容・交付申請額

別表のとおり

別 表

※各サービス利用の3か月後の月末までに申請をお願いします。

サービス名 (該当事業に○を付けてください。)	利用内容 (ベビーシッターを選択の場合は○を付けてください。)	利用日又は領収日	利用時間	利用金額	交付申請額
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ○ おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	○ 令和8年2月11日	9:00~12:00	3,000	1,500
	交通費 キャンセル料				
○ 一時保育 ○ 病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	令和8年2月18日	8:30~17:00	3,000	3,000
	交通費 キャンセル料				
○ 一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	令和8年2月25日	10:30~14:30	3,200	3,200
	交通費 キャンセル料				
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ○ ベビーシッター	○ 入会金 年会費	年 月 日	~	10,000	10,000
	交通費 キャンセル料				
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ○ ベビーシッター	入会金 年会費	令和8年2月27日	9:00~15:00	6,000	6,000
	交通費 ○ キャンセル料				
・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	年 月 日	~	※オプション料・食事代等は助成の対象になりません。	※おやつ・食事代・キャンセル料・入会金・年会費・月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。
	交通費 キャンセル料				
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	年 月 日	~	※おやつ・食事代・キャンセル料・入会金・年会費・月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。	※おうち家事・育児サポート事業、ファミリーサポートセンター事業は、 利用料の半額が助成対象です。
	交通費 キャンセル料				
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	年 月 日	~	※おやつ・食事代・キャンセル料・入会金・年会費・月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。	※一時保育(キッズルーム事業)、病児・病後児保育事業は、 利用料の全額が助成対象です。
	交通費 キャンセル料				
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミサポ ・おうち家事育児 ・ベビーシッター	入会金 年会費	年 月 日	~	※おやつ・食事代・キャンセル料・入会金・年会費・月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。	※ベビーシッター利用料助成制度は、 保育サービスに係る入会金・年会費・交通費等の 全額(児童1人あたり年度4万円まで)が助成対象です。
	交通費 キャンセル料				
合 計				25,200	23,700

※入会金・年会費は支払日の3か月後の月末までに、交通費・キャンセル料は利用日の3か月後の月末までに申請をお願いします。

※オプション料・食事代等は助成の対象になりません。

※おやつ・食事代・キャンセル料・入会金・年会費・月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。

※おうち家事・育児サポート事業、ファミリーサポートセンター事業は、
 利用料の半額が助成対象です。

※一時保育(キッズルーム事業)、病児・病後児保育事業は、
 利用料の全額が助成対象です。

※ベビーシッター利用料助成制度は、
 保育サービスに係る入会金・年会費・交通費等の
 全額(児童1人あたり年度4万円まで)が助成対象です。

合計金額を必ず記入してください。